

09 障害者福祉の充実			
主管課名	福祉健康部 障害福祉課		
主管課長名	水谷 由紀	電話番号	042-481-7088
関係課名 (組織順)	産業振興課, スポーツ振興課, 子ども政策課, 保育課, 子ども家庭課, 児童青少年課, 福祉総務課, 高齢福祉担当, 子ども発達センター, 健康推進課, 住宅課, 指導室, 社会教育課		
目的	対象	障害のある市民とその家族	
	意図	安心して暮らし, 社会に参加することができる	
施策の方向	障害者に, 一人一人のニーズに応じた支援, どのライフステージにも対応した切れ目のない支援を行い, 共に暮らす地域社会の実現を目指す中で, その人らしい自立した生活の充実を図ります。		

<施策と関連するSDGsの目標（ゴール）>



1 令和2年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション (①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信)	
(09-1 障害者と家族の地域生活支援の充実)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大の影響による急激な環境変化への不安や混乱から, 相談件数が増加した中で, 丁寧な聞き取り等により, 不安軽減に努めた。 医療的ケアが必要な障害児(者)に適切な支援が提供できるよう, 引き続き障害福祉課に相談窓口を設置したほか, 訪問看護師を派遣し, 家族の負担軽減を図った。さらに, 医療的ケアに関する協議の場として, 「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を設置し, 関係機関同士の連携強化を図った。
①横断的連携による施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」 <ul style="list-style-type: none"> 複合的な問題を抱える個人や家庭に対応するため, 福祉圏域ごとに顔の見える環境づくりを推進
(09-2 生涯にわたる支援と住み続けられる地域づくり)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」を実施し, 市内商店等のソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進 地域での自立した生活を支援するため, 新たにグループホーム6箇所の開設費を支援 余暇活動の一環として, 「あおぞらサッカースクール」のほかに, 重度の障害者を対象とした「ほりで一ぷらん」においても, FC東京の協力を得て, サッカープログラムを実施し, 参加者からも好評であった。また, 知的障害のある方への社会体験の機会を提供するものとして, 「杉の木青年教室」(全10回中止), 「遊ing」(全6回中止), 「のびのびサークル」(全23回のうち7回実施)を例年実施しているが, 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から, 事業の縮小や中止をせざるを得なかった。
①横断的連携による施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害分野とスポーツ分野の関係団体が一堂に会し, 課題抽出や解決方法を検討する協議体において, 東京都のモデル事業として, 協議体メンバー向けの講演会及び市内2箇所の福祉作業所への講師派遣事業を実施 ■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」 <ul style="list-style-type: none"> 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため, 調布市商工会と連携し, 店舗の段差解消をはじめとしたバリアフリー化を推進 ■連携テーマ3 「2019年・2020年を契機としたレガシーの創出」 <ul style="list-style-type: none"> 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため, 調布市商工会と連携し, 店舗の段差解消をはじめとしたバリアフリー化を推進(再掲) ■連携テーマ4 「パラリンピックレガシーの創出」 <ul style="list-style-type: none"> 障害者のスポーツ参加向上のため, 「あおぞらサッカースクール」について, 新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した回の補講や交流会を含めて実施 心のバリアフリー推進のため, 障害者地域自立支援協議会による講演会を予定するも, 新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止
②調布のまちの魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> トヨタモビリティ東京からの提案により, 「調布飛田給店」と「調布つつじヶ丘店」において市内福祉作業所のジェラートや焼き菓子等を提供。また, 調布市福祉作業所等連絡会が発行している「わくわ〜く」により福祉作業所の取組を紹介。

<令和2年度における施策の成果についての総括>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらもサービスの継続を基本として, 各種取組を進めることができた。また, 「住み続けられる地域づくり」に欠かせない貴重な社会資源である市内福祉作業所及びその従業員への支援として, ギフトカード贈呈事業及び生産活動支援事業等を実施し, 運営を補助した。
- 地域共生推進ふれあい商店等補助事業について, 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市内商店等への影響を考慮し, 補助率・補助上限額を引き上げたことで, 30件の利用があり, 誰もが暮らしやすいまちづくりに寄与した。

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1886 (H29)	人	1,951	2,033	2,400
2 障害者が住みやすい地域だと感じている割合	83.8 (H30)	%	78.8	—	85.0
【特記事項】 ※2について、3年に一度実施する調布市民福祉ニーズ調査の結果を掲載していることから、調査を実施しない令和2年度は実績値はない。					

2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)

◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合評価	A	S:「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C:「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> サービスや相談を中止することなく、実施した結果、こころの健康支援センターの利用者の増加につなげることができたため。 コロナ禍において、新たに障害者を支える事業所及び従事職員に対する支援を行ったことで、障害者に対する活動及び生活の両面からの支援につなげることができたため。 コロナ禍における不安や混乱から、各種相談事業の利用者が増加した中で丁寧な聞き取りを行い、必要に応じて関係機関につなげるなど、不安軽減に努めることができたため。 	

3 施策の方向 — (ACTION)

◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内(令和4年度まで)における施策の主な課題と取組の方向

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
① コロナ禍における臨時的取り扱いや障害福祉サービスの報酬改定等により今後の障害福祉サービスの在り方自体も変化していく。	① 今後も必要に応じて感染症対策等の事業者支援を随時検討・実施しながら、障害福祉サービスの提供体制を確保。
② 就労面において、企業の休業等による就労機会の減少のほか、就職活動自体が滞る。	② 市内障害者就労支援センターでのきめ細かな支援の継続と体制強化の検討。
③ コロナ禍における余暇活動支援事業について、密な状況や重症化リスクを避けるため、参加できる人数に一定数の制限が必要となる。	③ 事業実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するとともに、感染状況を注視したうえで、事業の内容について検討。

◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組

(オンライン活用、ペーパーレス化、電子申請による手続など)

※重点プロジェクトに関連する取組(★印)、新規の取組(●印)、拡充の検討を要する取組(○印)、左記以外の取組(・印)

○関係機関等との連絡調整や情報共有等においてオンライン会議を積極的に取り入れることで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、事務の効率化を図る。

4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向(2030年代を見据えた方向)

◆施策を取り巻く状況(国、東京都・近隣自治体の動向など)を踏まえた取組の方向

※法改正・制度改正などに加えて、「フェーズフリー」、「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	①平成28年に施行された「障害者差別解消法」等により、共生社会の実現に向け、障害理解の促進が図られた。 ②医療技術の進歩等により、人工呼吸器などの医療行為を必要とする障害児・者が、地域で生活するケースが増えている。そのため、医療的ケアができる環境を整備するとともに、家族支援を含めた包括的な支援体制が必要となっている。	①新型コロナウイルス感染拡大の状況に関わらず、障害理解の促進及び障害者差別解消法の普及啓発は重要な取組である。機会を捉え、情報発信していくとともに、調布市福祉作業所等連絡会と連携し、福祉作業所等の認知度を高めるため、各種イベントに積極的に参加し、物品販売等を実施していく。 ②医療的ケアの周知は進みつつあるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サービスの利用控えが

東京都や近隣自治体の動向等	③東京都において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、補助金の見直しが進められている。	見られている。引き続き、サービスの周知に努めるとともに、令和2年度に設置した「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」等を活用し、関係機関同士の連携強化を図っていく。 ③補助金の見直しや新たな補助金の内容について、注視していく。 ④福祉タクシー券制度など、開始から相当の時間が経過しているものもあり、社会環境の変化やニーズの多様化に対応するためにも、必要に応じて制度の在り方検討を進めていく。
その他	④障害者数が増加し続けていることにあわせて、利用者ニーズは多様化しており、障害施策を取り巻く環境は年々複雑化している。 ⑤国が推進する地域移行や、医療技術の進歩などにより、地域で生活する障害者が増えている。 ⑥東京2020大会の開催を契機とした障害理解をより一層促進していく必要がある。	⑤引き続き、グループホームや通所施設の計画的な開設支援を推進するほか、新たな重症心身障害者の通所施設の開設について、検討を進める。 ⑥障害分野とスポーツ分野の関係団体が一堂に会し、課題抽出や解決方法を検討する協議体を活用した共生社会の実現やパラリンピックレガシーの創出等を進める。

09 障害者福祉の充実

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	障害児・者医療的ケア支援事業	③	●	障害福祉課	医療的ケアを要する障害児・者への支援のため、障害福祉課窓口看護職を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートのほか、障害福祉サービス事業所側の受入れや対応に関する支援の調整、助言等を実施する。 在宅の重症心身障害児・者や、医療的ケアが必要な在宅の障害児に対し、訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児・者の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。
2	障害者の就労支援	③	●	障害福祉課	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行うことにより、障害者の就労の促進を図り、自立と社会参加につなげる。 委託により2箇所の障害者就労支援センター（ちょうふだそう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）を運営する。 障害者就労支援センターでは、障害者への就労相談、就労準備訓練、就労の定着支援、生活全般の支援のほか、障害者を雇用する事業者への支援を行う。
3	余暇活動支援の充実		●	障害福祉課	障害児・者が平日の夕方や休日に活動できる場を整備するとともに、余暇活動に係る事業を実施する。 障害者施設等との連携のほか、ボランティアの活用を含め、様々な手法、事業により障害児・者の余暇活動の機会の充実を図る。
4	障害者グループホームの整備		●	障害福祉課	障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの開設や運営のほか、入居者への支援を以下の内容で行う。 ・障害者グループホームの開設や移転の支援（開設支援） ・知的障害者グループホーム入居者への家賃助成（入居支援） ・障害者グループホームの運営支援（東京都加算）（運営支援） ・重度重複障害者グループホームの運営支援（運営支援）
5	発達障害児支援事業		●	子ども発達センター	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについては、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を実施することにより、子育て支援を行う。 子ども発達センターにおいて、子どもの障害や発達についての啓発に努め、乳幼児健診部門や教育機関等と連携し、支援体制の充実を図り、切れ目ない子育て支援を実施する。

09 障害者福祉の充実

※各事務事業の概要については、巻末の「(ア)事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2決算事業費(千円)	令和2年度の実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向									
								R2取組実績				方向			今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)		
								計画前値	計画どおり	計画遅れ	コロナ影響	有効性改善	効率性改善	財政面改善		参加と協働改善	現状継続
1	障害児・者の医療的ケア支援事業	③	●	障害福祉課	3,596	障害児・者の医療的ケア体制支援事業として、障害福祉課窓口で看護職を配置し、医療と福祉の間におけるコーディネートを行った。個別ケースでは、福祉サービスのほか、医療サービスの不足や医療器具の導入等を調整し、健康状態・生活全般の改善につなげた(相談来人数37人、相談延べ件数625件)。また、体制強化の取組として、医療機関、訪問看護ステーション、療育施設、行政での関係者連絡会を年1回開催し、各機関の現状などの情報共有を行ったほか、子ども発達センターが事務局となり、協議の場となる「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を新たに設置し、オンライン会議を行った。「重症心身障害児・者在宅レスパイト事業」として、契約事業所を増やすために、対象者に事業の周知を行うとともに、事業所への制度説明を行った(委託契約事業所7事業所、利用希望登録者14人、延べ利用回数9回)。	○		●			●			令和2年度に設置した「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を継続して年2回開催していく。 関係者連絡会については、相互の情報共有を行う場として、継続的に実施する。医療と福祉両面の総合的な相談に対応できる医療的ケア児コーディネーターの周知を引き続き行い、適切な支援につなげていく。また、医療的ケア児・者の支援について、市内関係各部署での情報共有や連携を強化する。 重症心身障害児・者在宅レスパイト事業については、新型コロナウイルスの影響により、利用控えもみられるが、引き続き事業の周知などを通じて、契約事業所及び利用者の拡大を図っていく。		
2	障害者の就労支援	③	●	障害福祉課	61,429	2箇所の障害者就労支援センター(ちょうふだそう、ライズ)において、利用者に対する就労面・生活面の支援を行った。 新型コロナウイルスの影響による求人減の影響を受け、新規就職者は56人と前年度比減となったが、継続就労者への支援は391人(年度末時点)と増加が続いている。なお、延べ支援件数は1万9677件であった。 市内の障害者就労支援機関による実務者連絡会を定期的に行い、障害者の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、企業向けセミナーを開催(過去最も多い34社が参加、現地参加とオンライン参加)し、障害者雇用に取り組み企業の支援、拡充などの地域開拓を図った。	◎		●				●	社会全体における障害者雇用の拡大に伴い、就労後の定着支援のニーズを中心に、利用者数とともに支援件数及び企業への訪問等による一人一人への支援時間も増加傾向にある。今後も令和3年3月の障害者の法定雇用率の引上げに伴い、障害者と企業双方のニーズの増加が予想されることから、支援件数の増加、相談内容の多様化等を踏まえたうえで、引き続き適切で効果的な支援に努めていく。			
3	余暇活動支援の充実		●	障害福祉課	14,975	余暇活動支援事業(延べ参加者数17人)については、コロナ禍により当初計画していたプログラムが実施できず、人数を絞ってF C東京との協働による余暇活動プログラムを試行的に実施した。 フットサル事業(延べ参加者数344人)については、F C東京と調整を進めながら、「F C東京あおぞらサッカースクール in 調布」として定期的なスクール及びスクール参加者以外も含めた交流会を実施した(計12回)。 日中一時支援事業(延べ利用日数2989日)については、コロナ禍を受け臨時に事業所登録要件の緩和や補助金を活用した支援費の上乗せを実施したが、全体としては登録事業者の事業縮小や利用者の利用控えから通年での利用実績は減少となった。	○		●	●		●	余暇活動支援事業については、引き続き調布市福祉作業所等連絡会への委託を継続する中で、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら可能な範囲でのプログラム実施を検討するとともに、安定的な事業実施体制の整備を図る。 フットサル事業については、定期的なスクール及びスクール参加者以外も含めた交流会を引き続き実施する。 日中一時支援事業については、引き続き事業者に対して事業実施を働きかけ、普及を図る。				
4	障害者グループホームの整備		●	障害福祉課	230,177	民間グループホームの開設が予定より増加し、6箇所に対して開設支援を行った。 重度重複障害者グループホーム2箇所と、新たに年度内に開設した重度知的障害者グループホーム1箇所に対して、運営費補助を行い、重度障害者が地域で生活できる体制を整備した。 入居支援(寄費助成)及び運営支援(東京都加算)については、グループホームの利用者の増加に対応することで、引き続き、障害者における安定的な利用の推進に寄与した。	◎		●				●	障害者に対する支援のあり方が、「施設から地域へ」という流れの中で、障害者が地域で生活していくためのサービスとしてグループホームに対するニーズは依然として高く、グループホーム利用に関する家賃助成交付件数は増加している。 そのため、市内のニーズや事業者の意向等を把握しつつ、東京都の補助金を活用しながら、開設支援、入居支援等を引き続き行っていく。 また、重度障害者等グループホームに対しては、開設後の運営について、運営費に関する補助金の交付による支援を継続していく。			
5	発達障害児支援事業		●	子ども発達センター	283,132	児童福祉法に基づく児童発達支援事業として障害児通園事業を実施した(利用児40人、開園日数239日、延べ利用人数6225人)。作業活動、言語・心理療法、運動療法を取り入れ、利用児一人一人の状況に応じた療育を提供し、生活習慣の確立や社会的能力、活動能力等の発達を支援した。 また、令和2年10月から障害児通園事業において、給食提供を開始したことで、設置基準を満たし、児童福祉法に基づく児童発達支援センターへ移行した。 相談事業において、土曜日の初回相談を本格実施した(実施日数20日、対応件数80件)。 通所が困難な重度の障害児に対して療育の提供を行う、居宅訪問型児童発達支援事業を開始したほか、医療的ケア児に適切な支援ができるよう、医療的ケア児支援関係機関連絡会を設置した。 リフレッシュ支援事業について、休日や夜間の利用も可能にする等、サービスを拡充した。	◎		●				●	障害児通園事業においては、利用児の安全・安心の確保により一層務めるほか、職員のスキルアップによる療育内容の充実を図る。また、医療的ケアを必要とする障害児に適切な支援ができるよう、万全な安全体制を維持する。さらに、食物アレルギー対応を含め安全に給食提供を行えるよう、万全な体制を維持する。 相談・発達支援事業においては、土曜日の初回相談を継続実施する。また、子どもと保護者の状況に合わせた療育を提供するため、居宅訪問型児童発達支援事業及び医療的ケア児支援関係機関連絡会を継続実施する。さらに、子どもへの一貫した支援の実現に向け、家族支援も含め、関係機関との更なる情報共有・連携強化に取り組む。 2階テラスの改修工事を実施し、安全な療育環境を整備する。			
								0	4	1	1	1	0	0	1	3	計
								0.0	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	60.0	割合(%)

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「(イ)事務事業一覧(施策体系順)」をご参照ください。